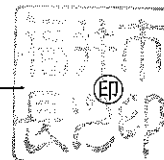


参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年 10月 9日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

岡西谷集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年10月9日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

4 経営体数

法人	1 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・現在は、個々による営農活動を行っており、保全管理や環境を整備しているが、今後は、担い手を確保するため、若手を教育していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っている。今後も継続していく。
- ・営農・維持管理作業を請負う定年帰農者等により、耕作放棄地の未然防止に努めている。今後も継続していく。

(別紙)

- ・シバザクラ等の地衣植物の植栽がされ、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減している。今後も継続していく。
- ・個人での鳥獣害対策は困難なため、集落で連携し、防護柵や電気策を設置し、鳥獣害を減少している。今後も継続していく。
- ・農地を集約化に向けて農地の整備をしていく。
- ・管理等をしっかりとすることを条件に農業参入企業を受け入れ、農地を集積し、保全していく。
- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。